

補欠選挙に伴う在外選挙の実施について

(平成28年4月)

衆議院議員補欠選挙（北海道第5区及び京都府第3区）

平成28年4月14日

衆議院北海道第5区及び京都府第3区選出議員の補欠選挙に伴う在外選挙の概要は、以下のとおりです。

在外選挙登録の申請手続きについて知りたい方は[こちら](#)（インターネット広報の場合はリンク設定。）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

1. 補欠選挙の対象区

● 衆議院北海道第5区：札幌市厚別区，江別市，千歳市，恵庭市，北広島市，石狩市，北海道石狩振興局管内

● 衆議院京都府第3区：京都市伏見区，向日市，長岡京市，乙訓郡

2. 投票することができる方

● 上記1の選挙管理委員会名が記載されている在外選挙人証をお持ちの方

3. 在外選挙の日程

- 告 示 日：平成28年4月12日（火）
- 在外公館投票日：平成28年4月13日（水） 終了しました
- 日本国内の投票日：平成28年4月24日（日）

4. 投票方法

「在外公館投票」「郵便等投票」「日本国内における投票」のうちのいずれかを選択して投票することができます。あなたにあった投票方法を知るには[こちら](#)（インターネット広報の場合はリンク設定。）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html>

在外公館投票

終了しました。

郵便等投票

(1) 上記1. に記載されている市区町村のうち、ご自身が登録している市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接、投票用紙等を請求してください。請求の際は在外選挙人証を必ず同封してください。請求用紙は、在外選挙人証とともにお配りした「在外投票の手引き」からコピーするか、[こちらからダウンロードしてください](#)（インターネット広報の場合はリンク設定。：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/shinseisyo.html>）。

(2) 投票用紙が送られてきたら、投票用紙に投票する候補者名を記入して、上記選挙管理委員会の委員長へ郵送（国際宅配便送付）してください。

(3) 国内投票日の4月24日(日)の投票所が閉じられる時刻(原則午後8時)までに、投票所に到着するよう、登録先の市区町村選挙管理委員会に送付する必要がありますので、注意してください。

日本国内における投票

在外選挙期間中に一時帰国する場合や、帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間(転入届提出後3か月間)は、登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した投票所等で、在外選挙人証を提示して投票することができます。詳しくは、登録先の各市町村選挙管理委員会にお尋ねください。

以上